

29環総政871号  
平成30年2月22日

## 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案（日本武道館）審査意見書

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（日本武道館）」（以下「評価書案」という。）について審査した結果、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長  
和賀井 克夫

### 記

#### 第1 対象事業等

##### 1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

##### 2 対象事業の名称

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
実施段階環境影響評価書案（日本武道館）

##### 3 対象事業の所在地

東京都千代田区北の丸公園2番3号

## 第2 意見

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 【主要環境(土壌)】

#### (土壌)

事前の調査において土壌汚染が確認されていることから、法令に基づき適切に対策を実施し、土壌汚染の拡散を防止すること。

### 【生態系(緑)】

#### (緑)

- ① ヒマラヤスギの大樹等の保存や、移植に適した中低木の公園内への移植を計画していることから、その実施状況について、フォローアップ調査で報告すること。

[アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場） 共通]

- ② 新規植栽について、北の丸公園との景観の連続性を損なわないような緑化計画に努めるとともに、緑化の実績をフォローアップ調査で報告すること。

### 【アメニティ・文化(自然との触れ合い活動の場、史跡・文化財)】

#### (自然との触れ合い活動の場)

ヒマラヤスギの大樹等の保存や、移植に適した中低木の公園内への移植を計画していることから、その実施状況について、フォローアップ調査で報告すること。

[生態系（緑） 共通]

#### (史跡・文化財)

計画地内において埋蔵文化財の発掘調査を実施しているが、当該埋蔵文化財包蔵地は江戸城跡として注目される場所であることから、調査結果の報告を適切に行うこと。

### 【資源・廃棄物(水利用、廃棄物、エコマテリアル)】

#### (水利用)

現時点では雨水利用や循環水（中水）利用の計画はないとしていることから、これまでの雨水利用や循環水（中水）利用の検討過程を明らかにするとともに、環境保全措置を徹底し、より一層の上水利用の削減に努めること。

### (廃棄物)

- ① 建設廃棄物の再資源化率に「建設リサイクル推進計画 2014」(国土交通省)における目標値を設定しているが、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値も踏まえ、再資源化率のより一層の向上に努めること。
- ② 本館の改修工事において、多くの種類の建設廃棄物の発生が見込まれることから、これらの種類ごとの発生量や再資源化量等を予測した上で、発生量や再資源化の実績、適正処理の状況等をフォローアップ調査で報告すること。

### (エコマテリアル)

建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

## 【温室効果ガス(温室効果ガス、エネルギー)】

### (温室効果ガス、エネルギー 共通)

既存施設の実績から温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を算出し、これに新たな削減対策を行うことでより少なくなると予測していることから、この結果についてフォローアップで確認し報告すること。

## 【安全・衛生・安心(安全、消防・防災)】

### (安全)

本館についてバリアフリー化の改修を行うとしていることから、バリアフリー化が行われる箇所について図示するなど、事業の効果を分かりやすく説明すること。

### (消防・防災)

緊急時には、自動火災報知設備と非常放送設備との連携によるスムーズな避難誘導を行う計画としていることから、避難誘導に当たっては、観客の多様性に配慮した情報の伝達に努めること。

## 【交通(公共交通へのアクセシビリティ、交通安全)】

### (公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)

公園内における工事用車両の走行に当たっては、来園者の通行ルートと重なることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、車両の待機等を行うことがないよう、事業の進捗状況に合わせた適切な環境保全措置を実施すること。